

研究ノート

静岡時代の前島密

—中泉救院・「東海道中舟路之概略」を事例として—

荒川 将

1 はじめに

慶応4年（1868）の戊辰戦争における江戸無血開城後、徳川宗家に従った前島密（来助）は、静岡藩（駿河府中藩）の留守居役（後に公用人）、ついで明治2年1月に中泉奉行、同年9月開業方物産掛を任じられ、江戸から移住する旧幕臣らの生計の道と授産の措置をするなど、藩政に尽力した。その直後の12月に明治政府へ出仕したため、前島の静岡時代は1年余りであった。明治政府では、青年期までに培った能力を存分に発揮し、郵便制度の創設をはじめ陸海運の振興、新聞、電信・電気、鉄道、教育、社会福祉など近代日本の礎となる数多くの事業を提案し、その実現化に尽力した⁽¹⁾。こうした前島密の功績と人柄については、「日本文明の一大恩人がこゝて生れた…」と、越後国頸城郡下池部村の生家跡に建てられた前島記念館の隣にある生誕記念碑に同時代を生きた人々の言葉で刻まれている。一方で、今なお日本近代史上における「前島密」の評価は定まっておらず、前島の各時代における動向や様々な事業をどのように実現していったのかを実証的に明らかにしながら、「前島密」研究を進展させることは重要な研究課題であると思われる⁽²⁾。

本稿では、静岡時代の前島密について、前島が関わった二つの事業（中泉救院の創設と東海道交通の新舟路構想）を素材に、どんな志のもと事業を構想し、どのような手段・方法で実現しようとしたのか、前島の基本的姿勢について明らかにしたい。

中泉救院については、『磐田市誌』や清水秀明「前島密と中泉救院」などの成果があり、中泉救院に関する基本的な事実は明らかになっている⁽³⁾。ここでは、先行研究の成果を参考にしながら、救院創設に対する前島密の考えや事業実現に向けた姿勢および手法について改めて注目したい。

東海道交通の新舟路構想については、前島が起草した「東海道中舟路之概略」をとりあげる⁽⁴⁾。この「東海道中舟路之概略」については、前島が明治政府出仕後の明治3年に作成した京浜間鉄道建設の計画書「鉄道臆測」の下地になったと評価されるが、この計画書の内容を詳述した成果は少ない⁽⁵⁾。ここでは、計画書の内容を丹念に紹介しながら、前島密が新規事業を計画し提案する際の基本的姿勢を明らかにしたい。なお、「東海道中舟路之概略」については、管見

- 1 井上卓朗『前島密＝創業の精神と業績＝』（『鴻爪痕』前島密伝副読本、株式会社鳴美、2017年）。
- 2 拙稿「（展覧会感想）上越市立総合博物館企画展『生誕180年記念 前島密—越後から昇った文明開化の明星—』（『郵政博物館 研究紀要』第7号、2016年3月）。近年の研究成果としては、田原啓祐「幕臣前島密が見た文明開化の礎」（『郵政博物館 研究紀要』第10号、2019年3月）がある。
- 3 中泉救院については、『磐田市誌』下巻（磐田市誌編纂執筆委員会、1956年）第5章第1節2「明治維新と維新当初の郷土」（清水秀明氏執筆）および第5章第5節6「維新前後における仏教教団の社会福祉事業」（鈴木泰山氏執筆）、清水秀明「前島密と中泉救院」（『磐南文化』第8号、1982年6月）に詳しい。そのほか『磐田市史』通史編下巻近現代（磐田市史編さん委員会、1994年）の成果もある。
- 4 静岡県立中央図書館所蔵「東海道中舟路之概略」。静岡県立中央図書館は、「葵文庫」（江戸幕府旧蔵書）や「久能文庫」（初代静岡県知事関口隆吉が収集した図書・資料）などの貴重書を所蔵する。

の限り自治体史などで資料の翻刻を確認できないため、翻刻した全文を資料編として添付した。

2 中泉救院の創設

ここでは前島密が中泉奉行時代に提唱した救院（普濟院）の創設についてとりあげたい。中泉奉行については、『鴻爪痕』の「遠州中泉奉行に任ず」では、「明治二年余は本藩より遠州中泉奉行に任ぜられたり。本職は普通民政を掌るものなれども、江戸より移住すべき七百戸余の無禄士族を統轄するは、誉有る職なると共に亦頗る苦心を要する職たり」と述懐している⁽⁶⁾。



「御殿遺跡公園」（中泉陣屋跡）



道標「御陣屋跡軍兵稻荷道」

中泉奉行として赴任した前島密については、磐田市歴史文書館所蔵の「中泉救院備忘録」の冒頭に次のとおり記されている⁽⁷⁾。

【史料1】

明治元辰年中、駿遠両国並三河国ニおひて御高七拾万石新既御領地と相成、遠州浜松中泉掛川三ヶ所ニ各所奉行被為置候節、前島密殿中泉奉行被命、翌己年正月中御引移ニ来多数之御勤番御所置、其外御管内民政諸務御取扱候中、極貧教育之道相立候様、種々御配慮、同年五月中ニ至、御管轄地諸寺院江御告諭有之、則左ニ記ス

慶応4年5月に田安亀之助が徳川宗家を相続し、静岡藩（駿河府中藩）70万石が誕生した。それに伴い、中泉を含む三ヶ所に奉行所が設置され、前島が中泉奉行として明治2年1月に赴任してきたこと、江戸から移り住む旧幕臣とその家族のために長屋を建設し、織物や養蚕など生計の道を模索し、さらには学校を設立するなど、「極貧教育之道」を実現するため民政に奔走したことが記されている。加えて、赴任地である中泉は、「暴れ川」として知られる天竜川の

- 5 前掲井上卓朗『前島密＝創業の精神と業績＝』90～91頁参照。また、「東海道中舟路之概略」については、資料とともに関口泰「前島密男の東海道交通計画書」が綴じられており、計画書の内容を翻刻文とともに論じている。これは、「東海道中舟路之概略」に関する基礎的な成果であり、本稿でも参照している。
- 6 『鴻爪痕』（財団法人前島会、1920年初版、本稿では1955年再版を利用）67～68頁。また、前島密の中泉奉行時代の資料としては、「皇明治二年 源密」と署名された「前島密書 軍兵衛稲荷大幟」（磐田市指定有形文化財）がある。前島が中泉奉行在任中に「徳輝瞳々與 旭日紅萬古（徳、瞳々と輝き、旭日、萬古に紅す）」と揮毫した大幟（長さ7.99m、幅82cm）で、軍兵衛稲荷の祭礼の際に立てられたという（『いわた文化財だより』第79号、磐田市教育委員会文化財課、2011年10月）。なお、JR磐田駅前には前島密の胸像が書状集箱の形をした郵便ポストとともに設置されている。
- 7 磐田市歴史文書館所蔵「中泉救院備忘録」は、中泉救院に関する基礎的な史料。前島密とともに救院の創設に尽力し、救院の「取締諸世話」を担った青山宙平が明治4年12月にまとめたもの。救院創設の告諭をはじめ、救院の開設・運営に関する内容が記されている。なお、磐田市歴史文書館は、2008年4月に静岡県内で最初の公文書館として開館した。

近郊であり、川が氾濫する度に甚大な被害を受ける地域であった。前島の赴任直前の慶応4年(明治元年)秋にも天竜川が氾濫し、沿岸地域は悲惨な水害を受け、衣食の道を数千人が失うなど深刻な状況であったという⁽⁸⁾。民政を掌る前島にとって、困窮する人々を救済する手立てを講ずることは喫緊の課題であった。なお、この中泉奉行時代に名前を前島密と改めている。

明治2年5月、中泉奉行前島密は管内の各宗寺院に向けて救院創設に関する告諭を発した。この告諭は、救院創設に向けた前島の考えや姿勢が強く打ち出された内容であるため、以下、長文ではあるが「中泉救院備忘録」から引用したい。

【史料2】

告諭之大意

夫鰥寡孤独、廢疾の者を救ふハ仁の大術、人の最も所可勉、朝廷既ニ此を高札ニ定め玉へり、今世上物価騰踊一日不務ハ健者も不免凍餒、況や窮民廢疾の者をや、道路累々寒を人ニ訴ひ村里比々飢を門ニ号ふ者不少、予嘗てより是を悲ミ、夙夜歎息焦心す、先日任ニ中泉ニ臨めバ、去年水害尤甚しく、触目都て慘然たり、然れとも新封極疲之官庫にして、祖宗以来之臣家すら各菜色ある之日なれば、是を救ふの術を失せり、因て益是を惟ふに、方今西洋諸大国、窮院廢院其他を建て不幸不便の民をして、各自意を得せしむるハ、全公廩の費ニ非ず、多くハ其国篤学の教師、扶育の心を天ニ体し、門徒に勧めて此を設け、以て教化を導く也、吾国僧侶ハ教師なり、僧尼の多き都鄙遍く堂宇を聯ね、村市到处聞梵音、而て其施行の如何を見れば唯其法を修するのミ、世上飢寒の民あるも或ハ知らざるものノ如くす、是啻王法保護の義に差ふのみならず、仏意奉崇の道にあらず、故ニ貴僧等能く救術の心を発し、一区の院を設け、此窮民廢疾の者を教育し、深く仏恩を蒙らしめ、厚君徳に浴せしめ、以て天地の化育に裨補ある様勉て執行有之度、且聞近時諸山の学徒、彼の天主教を防かため、各講究討論して彼我の正非を吟味すと、然れとも予謂らく、若此教の流行するに当らハ、決して此儀の得と能く所禦ニあらざるべし、如何となれば今日僧侶の門徒ニおひて、至誠愛憐の心なく、唯争て其財を得、己か私を営のみ、万一朝廷制度不発、彼の教師の輩、漸々皇国に進入し、各政府の力を仮り、既慣の法に倣ひて、財を投ち恩を售り、下民の心を得るニ至らハ、幸百説千論の後正邪判然、氷炭の如きも、衆情既ニ仏を去らハ之を如何共すべきなからむ、故ニ蚤く是を察し、速ニ力の所及を尽し、予か所謂救窮助廢の院を建て、此衆生の心をして確乎不拔の帰依ニ居き、而後能く是を護り、彼を拒くを得べき歟請ふ、予か言を玩味して、仁恤救助の術を施し、一ハ国家の政を補翼し、一ハ本師の法を安養ならしめて、以て造化覆裁の功を助けよ、其具論ニおいてハ、事務忙劇悉し得す、唯大趣意を書記し畢ぬ、是を施し行ふの術、既ニ宝珠寺其他の長老に細説セリ、猶商儀して終ニ宇内に及し不朽に伝るの一大基礎堂ニ造立あらむを所冀す、謹言

皇明治二巳年五月

前島密(花押)

中泉管内各宗老僧中

前島密は、告諭において救院を創設する理念(「大趣意」)と窮民救済の意義を明示している。前島の赴任前にも中泉代官により窮民救済の「恵濟倉」が設置され、個別寺院による救済活動も行われていたが、前島は「救窮助廢の院」を設立することを各宗派の垣根を越えて広く仏教界全体の役割として訴えたのである⁽⁹⁾。告諭では、西洋を事例にあげ、「仏意奉崇の道」のあるべき姿を説くだけでなく、「天主教」の実際と全国へ流行する現状を示した上で「僧侶」の

8 前掲『磐田市誌』下巻、886～887頁。

奮起を促している。巧みに展開する議論は、救院設立が国家の政を輔けるだけでなく、仏法の安養につながると結論づけられる。前島の卓見は、中泉管内の各宗寺院200ヶ寺余に向けて等しく勧告し誘導した点であり、既存の勢力や仕組みを組み込んで新たな事業を提案していることであろう。

この告諭を受けた各寺院は評議の上、翌6月には中泉村の泉蔵寺（臨済宗）に仮の救院を設置した。救院の運営は、宝珠寺（保六島村、臨済宗）・万勝寺（万正寺村、臨済宗・泉蔵寺兼帯）・中泉寺（中泉村、臨済宗）・西願寺（中泉村、浄土真宗）の4ヶ寺が「寺院惣代」として中心的な役割を担い、管内諸寺院を「寺院組合」に分けて「夫々交替自費」にて行われた⁽¹⁰⁾。「寺院組合」は管内の寺院を地域別に分けて組織され、最寄ごとに「月番」で救院運営の実際を担っているが、こうした具体的な運営方法については当初より前島から「宝珠寺其他の長老に細説」されていたものであった。



「泉蔵寺」（最初に設置された救院）



「旧救院跡」（現在の静岡県立磐田農業高等学校向かい側）

前島は、6月付で「普済院規則」を出し、救院運営の具体的な指針を示している⁽¹¹⁾。規則には、食事や衣服、日々の取扱方（起床時間や1日の時間割）、6歳以上の小児には読書・手習・算術を学ばせ、10歳以上は「課業」に従事させ製品の賃金を支給する（賃金は相場に倣い、三分を当人に七分を救院に積み立て臨時費用に充てる）など、育児・養老・授産の施設として自立の道が立つような懇切丁寧な内容が規定されている。中泉救院には多いときに50人以上収容されたという。9月に中泉奉行所が廃止され、前島が中泉を離れた後は、一時救院は存続の危機を迎えるものの、明治4年3月に青山宙平が取扱方となり500両の御下金を受けながら救院再建に尽力した。青山宙平は「右救院取締諸世話之儀、一人二而ハ拙も難行届候処、当時泉蔵寺兼帯住職万勝寺実禅」の「助力を以、窮民撫育の道も相立居候」と、当時の状況を記している⁽¹²⁾。その後、中泉救院は明治21年（1888）の「備荒賑濟制度」に引き継がれるまで存続し、社会福祉行政の先鞭となる事業として評価されている⁽¹³⁾。

このように、前島密は中泉救院の創設において、まず基本理念を示した上で、事業化に向けた道筋を具体的に提示し、既存の仕組みや条件をまとめながら新しい制度を実現したのである。なお、前島は、当時を「養老院を設けて寺僧に其事を任ずる等、日夜孜々として奔走したり。

9 前掲『磐田市誌』下巻、692頁。

10 前掲「中泉救院備忘録」。

11 「普済院規則」は前掲『磐田市誌』下巻、889～893頁。

12 前掲「中泉救院備忘録」。

13 前掲『磐田市史』通史編下巻参照。

未だ是を以て成功の域に達せずと雖も少々其端緒を啓くに至れり。」と述懐している⁽¹⁴⁾。

3 東海道交通の新舟路を構想する―「東海道中舟路之概略」

ここでは、前島密による新たな東海道交通の計画書である「東海道中舟路之概略」（静岡県立中央図書館所蔵）をとりあげる。この計画書は、前島が中泉奉行の頃か、静岡藩の開業方物産掛時代に作成されたものと思われる⁽¹⁵⁾。前島自身は、「太政官は制度を革新して、奉行の如き民政其他の合掌せるものを廃止したり。是に於て、余は駿河藩産業掛を命ぜられたり。然れども、這は新造の職にして、何等執るべき勤務無ければ、直に之を辞せんと思ひたるも、故らに少時停止し、乗馬と森銀次郎とを伴ひ、私費を以て藩内の要地を巡廻し、人に問ひ物に閱して、産業の如何を察し、之を録して老臣に呈したり。此日民部省は余を徴召するの命を伝へたり。時に明治二年十二月なり。」と記している⁽¹⁶⁾。

前島密は、「東海道中舟路之概略」の冒頭で、近時「運輸之便」について、鉄道の利を説く論があることに触れつつ、「舟行之便」については「海を通し溝を開き、船を挽くに馬を以てし、或ハ蒸気小舟を以てす、是其費少ニして施し易く、且其利鉄道火輪に愈る」と、費用面や利便性で鉄道敷設よりも効果が大きいと主張する。その上で、新たな舟路を計画する意義として、「今能く富国利民の本を察し、詳に海道の地形を觀、溝を穿ち海を通し、左之舟路一行を開かハ此艱澁を一掃し、百里一瞬、東西を通し、物貨流行、国力振起之盛に可及」と、海路の難所である遠州灘を避ける交通網整備の趣意を論じている。

「東海道中舟路之概略」は、「新舟路」、「運輸」、「利益」、「費用」、「金策」、「返済」の六項目で構成され、具体的な記述と中長期的な展望をあわせた充実した内容になっている。もっとも、計画書作成における前島の基本的な考え方は、計画書の文末に「凡事其本立て、而て條理通す、但其本を論するのみ」と記しているように、事業の核心となる根本を論じることであった。この計画書の「本」とは、遠州灘の海運や東海道交通の患難を一掃し、東西運輸の便を開くことであった。

【史料3】

一、大凡絵図面黄色線之如く、遠州今切湖より浜松まで在来之舟路を用ひ、此溝を同所東入口馬込川へ通し、又同川を深し、海辺に至り低洲之地を掘り、天龍川に達す、同川東岸より遠州横須賀辺へ従前之舟路を用ひ、是より又海岸の窪地を掘り、同州城東郡白羽村より地頭方村に達す、是新開の舟路也

（中略）

一、遠州洋之可尤難は、御前崎のあるを以て也、若し白羽村より地頭方村まで図面三色線の如く海を通せハ、一区安全の港を開き、果て此洋の患を除くへし

前島が計画した「遠駿二州」（三河国二川から駿河国沼津まで）の新舟路は、全てが新たに整備する舟路ではなく、既存の舟路を十分に活用した上で、新規の舟路と組み合わせた合理的なルートを構想していたことが分かる。「新舟路」の項からは、遠州今切湖（浜名湖）より浜松に至る舟路は在来の舟路を活用すること、浜松から馬込川までは新たに溝を掘り新舟路とし、馬込川を通じ、海辺低湿地に溝を掘って天龍川までむすぶこと、天龍川から遠州横須賀までは

14 前掲『鴻爪痕』69頁。

15 「東海道中舟路之概略」の表紙には「静岡県立葵文庫蔵書之印」が押印され、後年の書き込みで「前島密君書草」・「前島氏自筆、上書六字ハ先考ノ筆カ、明治二年前島氏中泉奉行タリシ頃ノ計画カ、新村書記」とある。

16 前掲『鴻爪痕』69頁。

従来の舟路を活用し、横須賀から白羽村に至る舟路は新たに海岸の窪地を掘り整備すること、さらに遠州灘の最大の難所である御前崎を回避するために白羽村から地頭方村へ至る舟路と「一区安全の港」を新たに整備することなどが計画される。

絵図面にも、「今切湖」から浜松までは黄色線とともに「此間在来ノ舟路」とあり、浜松から天龍川に至るまでは赤色線が重なる部分に「此赤線新ニ溝ヲ通スヘキ部」と記されている。遠州横須賀から白羽村の間も「此赤線ノ間新ニ溝ヲ通スヘキ部」とあり、さらに白羽村から地頭方村に至る部分は三色で示され「此三色ノ処別ノ切割ニシテ、遠州洋ノ患ヲ去り得ヘキ一区ノ港ヲ開クヘキ部」と記されている。地頭方村の部分には「是ヨリ直ニ駿州沼津駅ニ達ス」とある。

次いで「運輸」の項では、「参州二川駅より遠州浜名郡岡崎川尻村之内へ凡二里程、新道を開き馬車」を置くことや、荷物船は「二三十石積」を想定していること、人を乗せる船については船賃に従って区別をすることなどの条項が加えられている。その他、岡崎村・地頭方村・沼津など便宜の地に「廨舎」を置くことや、船の発着碇泊の時間など運輸の「便」に関する規則を設けることなどが記されている。

新舟路の実現による「利益」については、十一の項を挙げている。第一にこれまで四・五日を費やしていた沼津から二川に至る「尋常之行旅」が「蒸気」であれば一昼夜、馬力であっても二日に短縮できる点を強調している。そのほかにも「運賃を減し、東西運輸之便を開く」、「行旅は費を省く」、「飛脚来往之時間を縮む」などに加えて、「遠州洋風濤之險悪、御前崎暗礁之患難、常に舟子之所憂懼」についても新舟路を開通することで生じる利益については枚挙に遑がないという。また、「利益」の項で興味深いのは、他日に東海道で鉄道を敷設することがあっても「駿遠二州」は鉄道による益が最も少ないとして除くべしと記している点である。大井川に鉄橋を架ける工事をする費用があれば、「全舟路」の工事費に供すべしという。

このような新舟路を整備するにあたっての「費用」については、「新道を開き新溝を通し、



「東海道中舟路之概略」絵図面

廨舎を設け、造船蒸気船買上代等まで都て金六拾万兩ヲ以て充備すへし」と総額60万兩を見込んでいる。その内訳については、①新たに溝を堀割する費用36万兩、②在来の溝浚の費用3千兩、③新規在来ともに溝の「土留」や堤防普請費1万兩、④堀割場所の田地買上代1万兩、⑤造船料7千兩、⑥蒸気船2艘買上代15万兩（沼津から地頭方村往來の40馬力車輪船）、⑦「溝内挽船蒸気」2艘買上代2万兩（7～9馬力車輪船）、⑧新道切開と馬車製作料1万兩（二川から岡崎村）、⑨諸廨舎の建設費および雑具買上代1万兩、⑩予備費1万兩、と計上されている。前島自身、この「費用」の計上について、末尾に「右は其概略にて明細此を算せハ大に違差を生ずる必せり、蓋し其差違加にあらず、果て減にあるへし」と記すように、概算であり数字に差違があるとしつつも、増額する可能性については否定している点は、前島の人物を想起させる興味深い記述である。①の新溝堀割費用の試算に際しては、単なる大ざっぱな数字ではなく、「是は巾拾間、深四間平均之割合にして、長サ三百町之見込、此坪数七拾貳萬坪、壺坪ニ付金貳分宛之積」と一定の根拠を示した金額であることもこの計画書の特徴といえる。

総額60万兩と見込んだ費用の「金策」については、沼津から二川間の20宿における助郷高（1宿毎平均6万石、20宿合計で120万石）を算出し、明治政府より新舟路を開けば「永世助郷之役可免之儀を丁寧右村へ御諭」の上、近頃の助郷役の負担金を考えれば、「御用立金」（高1石に付金2分宛）を集金すれば、容易に集まるとの方策を示している。しかしながら、新舟路への費用負担と相対で助郷役を免除するこの案では「国内の民役」である助郷役を免除になるものと「不免」のままのものが出るため、「正を得ざる」と論じる。その上で、「金策」については①政府からの「御下金」か、②府藩県が高割にて「国役金」を出すか、③もしくは豪商農に設立を命じた会社の「社金」を充てるか、三つの選択肢を「好」とする新たな案をまとめている。前島自身は「何れにも此大事業を立るに方り、僅に六拾萬兩之金一拍手して可生也」と、自ら立案した計画書への自信を覗かせる。

最後の「返済」の項目では、新舟路の事業費60万兩の返済目処についても具体的な試算で展望している。試算に際しては、この頃の沼津から二川間の「本馬一駄」の賃金が川越賃金を含めて「三拾貫文」、また「商個之荷物」については「六七拾貫文」に及ぶとした上で、近頃賃金が倍になるという情報があることから、「一駄」を「通例六拾貫文即金六兩」と定数としている。その上で、「新溝」が開通すれば「毎船貳拾五駄」が載るとして、一艘の賃金を「百五拾兩」と推定した。毎日十艘が「上下往復」すると仮定し、一日に3,000兩になると算出している。少なく見積もって半額としても1,500兩になり、一年では50万兩の利益になると推定する。この「五分二」を石炭代や船の修繕費などの入用として差し引いても年間30万兩の利益が出るという。前島の試算では、新舟路の事業費の60万兩は2ヶ年で皆済し、その後はすべて「官益」であり、「大利益」になると結ばれている。

このような前島密の起草した「東海道中舟路之概略」は、「富国利民」を標榜した事業の意義や効果はもとより、工事計画・経費・収支に至る緻密な計画書であり、事業の実現までの過程とその後の展望までを描いた内容であると評価できる。前島密が事業を提案し、その実現化を進める時の基本的な姿勢が、末尾に記された「凡事其本立て、而て條理通す、但其本を論するのみ」という一文に端的に象徴されている。

結局、前島密の新舟路構想は、前島自身が明治2年12月に明治政府へ出仕したこともあり、事業化には至らなかったが、静岡藩においては明治4年に浜松と浜名湖をむすぶ舟路が整備された。当時浜松勤番組頭の井上八郎（延陵、明治2年1月から9月まで浜松奉行）と同副の田村弘蔵を中心に堀留運河が開掘され、浜名湖から浜松まで直接輸送することが可能になった。この時に開掘された堀留は井上・田村両名の名にちなんで井ノ田川と名付けられ、堀留運河（堀

留)や新川の称でも親しまれたという⁽¹⁷⁾。明治初年におけるこうした運輸の便の実際を拓いた事業については、前島密の新舟路計画「東海道中舟路之概略」との連関性を想起するが、その具体的な検討については今後の課題としたい。

④ むすびにかえて

静岡時代における前島密は、静岡藩の重要な役職を歴任し、先進的な社会福祉事業と評価される中泉救院の創設、新たな東海道交通の計画書「東海道中舟路之概略」を立案するなど、1年余りの在任期間でありながら精力的な活動を行っていた。

本稿では、静岡時代の前島密がどのような志で新たな事業を構想し、いかなる手段・方法で実現しようとしたのか考察することを主題としていたが、中泉救院の創設、「東海道中舟路之概略」の内容で共通することは、既存の仕組みや条件を活かして、新しい事業を提案し、その実現に尽力する前島密の姿である。このような前島の考え方の根本は、「凡事其本立て、而て條理通す、但其本を論するのみ」という一文に体现されている。明治日本の文明開化を牽引し、社会全体がより便利に、より快適になる方法を提案し続けた前島密の基本的な姿勢は、すでに静岡時代には形成されていたと評価できるのでないだろうか。静岡時代は文字通り「前島密」としてのはじまりの時であったのである。

【資料編】

※旧字を新字に改め、適宜読点を付した。

【資料】

(表紙)「東海道中舟路之概略 鴻爪漫誌」

近時稍運輸之便を説き、鉄道火輪之利を論す、然とも車行は舟行之便に如かず、海を通し溝を開き、船を挽くに馬を以てし、或ハ蒸気小舟を以てす、是其費少ニして施し易く、且其利鉄道火輪に愈るとす、故に水路舟行之便を悉して而後陸道車行を論して可なり、吾邦行旅負擔、日に十里を行く者其勞極り、物価漸騰貴、物を百里に運ぶもの其費実に大也、行旅苦み国民幣、四方阻隔、物産不起、国内之艱澁、馭通を以て甚しとす、今能く富国利民の本を察し、詳に海道の地形を觀、溝を穿ち海を通し、左之舟路一行を開かハ此艱澁を一掃し、百里一瞬、東西を通し、物貨流行、国力振起之盛に可及と不憚粗大之見、其概略を左に書せり

新舟路

一、大凡絵図面黄色線之如く、遠州今切湖より浜松まで在来之舟路を用ひ、此溝を同所東入口馬込川へ通し、又同川を深し、海辺に至り低洲之地を掘り、天龍川に達す、同川東岸より遠州横須賀辺へ従前之舟路を用ひ、是より又海岸の窪地を掘り、同州城東郡白羽村より地頭方村に達す、是新開の舟路也。

但、沼津川口之洲沙を一度川浚蒸気器械を以て浚取り、以後は日々風力器械を用て是を浚ハ、多く人力を不費して舟行常に害無るへし、[付箋](能く就実地、漸河二流之勢を觀、此勢を用て此洲沙を去る之術必其人ありとなす)

一、耕作之地を没するハ唯五六百石に可不過

17 浜松における堀留運河の開掘については、『濱松市史』全(濱松市役所、1926年、720～727頁)や『浜松市史』三(浜松市役所、1980年、59～69頁)を参照。

- 一、浜松東入口に出さず、直に馬込川末流に堀割も大によろしとす
- 一、勢州四日市より三州豊橋へ直に達する之道程、大抵図面紫色線之如くせハ其利極て大なりとす、然とも今こゝに論する所のものは遠駿二州之事を以てす、此工幸に成る之後は、是を通する尤易し、而して是を不可不為
- 一、駿州江の浦より豆州網代まで直経道を通し、此港より浦賀を経て、相武之陸に至る等之事を順て可施
- 一、遠州洋之可尤難は、御前崎のあるを以て也、若し白羽村より地頭方村まで図面三色線の如く海を通せハ、一区安全の港を開き果て、此洋の患を除くへし、而て是を成す事甚易く、費用を供する所不難、一朝其命之下るあらハ、東西之商民子来して、不日に是を攻むへし、頃日聞く、昨冬より今春に至るまで十一艘之大船此地に破ると、数千石之生産波底に没し、幾人の生霊魚腹に葬る実に可痛惜也、此事は別に記載すべし

運輸

- 一、参州二川駅より遠州浜名郡岡崎川尻村之内へ凡二里程、新道を開き馬車を用ひ、是より舟にて今切湖を渡り、在来の溝を経て浜松に至り、新開之舟路を越て、馬込川を下り、又新溝を歴、天龍川を横切り、従来之舟路を越て横須賀に達し、又新溝を越て地頭方村へ出つ、是より直に駿州沼津駅に達す、但荷物船は式三十石積之ものを以てし、又人を載する船は船賃之度に順て各差別を為す
- 一、船は人力を以て挽き、或ハ馬或ハ蒸気小船を以てす、皆施すへしと雖共煩を去り、速を取り、最も便なるものハ蒸気小船を以て、数艘の小舟を挽くに如くもの無しとす、但地頭方村より沼津に至る之間は、蒸気船を以てするにあらされハ決して不可、
- 一、岡崎村地頭方村沼津其他便宜之地に行李運輸の為廨舎を置き、並に船之発着碇泊之時限、或ハ旅客之休泊飲食調度之要、総て其便を得せしむる之規則は、其時に方りて是を設る容易なりとす

利益

- 一、沼津より二川に至る尋常之行旅は四五日を費す、然るを今新開之舟路を蒸気を以て過れハ一昼夜、又馬力を以するも二日程にして達すへし
- 一、運賃を減し、東西運輸之便を開く
- 一、行旅は費を省く
- 一、飛脚来往之時間を縮む
- 一、行李を不損、不湿
- 一、一瞬して二拾駅之遠を過く、実に労を変して逸となす
- 一、民人は助郷之苦を免れ、農時を全するを得、又駅場に出て悪習を帯ひ、村里の風俗を害するを止む
- 一、旅籠屋茶屋馬子雲介売飯女等は天下惰民之甚しき者也、是を禁して良民と為し各農工を勧めしむ、川越人夫渡船場之者等亦然り、遠州は荒蕪之地多し、今是を全く開墾するハ此件に在るへし
- 一、遠州洋風濤之險惡、御前崎暗礁之患難、常に舟子之所憂懼、今此新舟路を通す、因て生する利益、不可枚挙之広大に至るへし
- 一、勢尾参之物産居多、此舟路に依るへく、近国の互市為に可盛
- 一、他日、東海道に鉄道を敷くも駿遠二州ハ省くへし、此益最不少、大井川一流に鉄橋一條を架する費あらハ此全舟路の工に供すへし

費用

一、新道を開き新溝を通し、廨舎を設け、造船蒸気船買上代等まで都て金六拾万兩ヲ以て充備すへし、其大凡積左之如し

一、金三拾六萬兩

新溝堀割之費

是は巾拾間、深四間平均之割合にして、長サ三百町之見込、此坪数七拾貳萬坪、壹坪ニ付金貳分宛之積

一、金三千兩

在来之溝浚

一、金壹萬兩

新規在来溝共土留其外隄防普請

一、金壹萬兩

堀割場所田地之分買上代其外

一、金七千兩

造船料

一、金拾五萬兩

從沼津至地頭方村往来之蒸気船二艘買上代、但四拾馬力にて車輪船

一、金貳萬兩

溝内挽船蒸気式艘買上代、但七八九馬力にて車輪船

一、金壹萬兩

從二川駅岡崎村まで新道切開外に馬車製作料

一、金壹萬兩

諸廨舎取建其外雜具買上代

通計金五拾九萬兩

他之金壹萬兩は予備とす

右は其概略にて明細此を算せハ大に違差を生する必せり、蓋し其差違加にあらず、果て減にあるへし

金策

一、從沼津駅至二川駅貳拾宿とし、每一宿助郷高平均六万石と定め、百貳拾萬石也、今政府より此新舟路を開カハ永世助郷之役可免之儀を、丁寧右郷村へ御諭し御借上あらハ、高壹石ニ付貳分宛之御用立金故、容易に集金可致、近来助郷役大概高壹石ニ付金壹兩壹貳分宛壹ヶ年ニ費ると聞く、然らハ一時金貳分之御借上ヲ以て永世此苦を免しむ、信に不快哉然とも前條の如くせハ、国内の民役を免ると不免とありて、末々其正を得ざるものとす、故に独り政府より御下金歟、府藩県より高割にて国役金を出す歟、或ハ豪商農に会社を命し、社金を以てする歟を好とすへし、何れにも此大事業を立るに方り、僅に六拾萬兩之金一拍手して可生也

返済

一、今從沼津至二川本馬壹駄賃錢貳拾三貫文余、川越賃錢其他を加れハ近ント三拾貫文、商個之荷物は六七拾貫文に及ふと、然るに頃日竊に聞、此賃錢を倍するの議ありと、然らハ通例六拾貫文即金六兩也、若シ新溝を通せハ毎船貳拾五駄を載すへし、故に壹艘之賃金百五拾兩なり、是を毎日拾艘宛上下往来するとせハ、一日に金三千兩也、是を半に減して猶金千五百兩也、壹ヶ年にすれハ五拾萬兩に及ふへし、此五分二を石炭外舟修覆、廨舎、其他之入用として残金三拾万兩也、依て御借上之金は二ヶ年にして皆済すへし、是より以往は都て官益と可相成、是亦大利益と可不称哉、但其費六拾萬金に不及、其得三拾萬兩に可過也右は唯其大略のみ、此を詳にするに於てハ専ら当て算する人にあらされハ不能也、凡事其本立て、而て條理通す、但其本を論するのみ

鴻爪漫誌

[絵図面] 略

(あらかわ まさし 上越市立歴史博物館主任 (学芸員))